

大和郡山市地域の絆応援助成金事業(奨学金返還支援事業) Q&A

◆中小企業への就職について

Q. 本社(本店)が市外にある中小企業は対象外ですか。

(回答)

大和郡山市内に本社を有する中小企業が対象です。本社が大和郡山市内にある中小企業であれば、市外の支店に勤務していても対象となります。

Q. 本社(本店)が市外にある中小企業の場合は、市内勤務でも対象となりますか。

(回答)

本社が市外にある企業に勤務の場合は、市内で勤務していたとしても、対象とはなりません。

※「中小企業の本店(本社)が大和郡山市内にあること」とは・・・市内に商業・法人登記による本店を有するもののほか、外形的、実質的に市内に本店(本社)機能を有すると認められるもの

Q. もともと大和郡山市内に住んでおり、令和3年4月1日に対象となる中小企業に就職し令和4年現在も勤務しています。返還している奨学金は対象となりますか。

(回答)

令和4年4月分から助成対象となります。令和4年度分を令和5年4月以降に申請してください。ただし、申請時点においても、大和郡山市に住所を有していることが必要です。

Q. 令和4年10月1日から対象となる中小企業に正規雇用されるため、令和4年9月26日に大和郡山市に転入してきた場合は、いつから助成金の対象となりますか。

(回答)

助成対象期間は、令和4年の10月分からとなります。そのまま正規雇用で勤務を続けた場合は、令和5年の10月から助成金の申請ができます。助成金の申請は、年度ごとですので、令和4年10月から令和5年3月分までを令和5年10月以降に申請することができます。

◆専門資格を必要とする社会福祉事業者等への就職について

Q. 専門資格とは、こういった資格が対象となりますか。

(回答)

対象となる資格は、保健師、保育士、看護師、准看護師、助産師、幼稚園教諭、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、手話通訳士です。その他の資格は対象外です。

Q. 対象となる社会福祉事業者等とはどのような施設ですか。

(回答)

社会福祉施設、保育園、幼稚園、病院などです。所有する専門資格に基づき、正規雇用されていることが必要です。

Q. 対象となる資格を有し、市外の事業所に勤めている場合は対象となりますか。

(回答)

社会福祉事業者等に正規雇用される場合は、市内の事業所に勤務していることが条件となります。本市に本社機能があったとしても、市外に勤務している場合は対象となりません。市外に本社のある社会福祉事業所であっても、本市に勤務する場合は対象となります。

Q. 専門資格を有し大和郡山市内に勤務していたが、令和4年12月に市外に転勤となった場合はどうなりますか。

(回答)

令和4年11月までは、助成対象期間となりますが、市外勤務となった月からは対象外となります。令和5年度に令和4年4月分から11月分を申請することができます。ただし、助成金申請時に大和郡山市に居住している必要があります。また、1年以上、正規雇用されていたことも要件となります。

◆正規雇用について

Q. 常勤で、8時間、週5日働いています。正規雇用とみなされますか。

(回答)

この奨学金返還支援事業における正規雇用とは、企業が健康保険制度、労災保険制度、雇用保険制度に加入し、雇用期間の定めなく雇用している状況を指します。勤務時間等では判断しません。

Q. 看護師で、医師国保に加入していますが対象となりますか。

(回答)

対象となります。都道府県が当該市町村とともに行う国民健康健康保険(一般にいう国保)は対象外です。

◆住所要件について

Q. 令和4年4月から令和5年6月まで本市に住所を有し、転出した場合は助成金を受け取れますか。

(回答)

令和4年度において、中小企業等に1年以上正規雇用されていた場合は、助成対象となりますが、申請時において、本市に住所を有し、かつ、5年以上本市に定住する意思があることが条件となるため、転出後は助成金を申請することはできません。

ただし、令和5年5月に助成金を受け取った後、本人に定住の意思があったが、やむを得ない理由により、

大和郡山市を転出した場合は、不正等の理由がないかぎり、助成金の返還を求めないこととなります。

Q. 専門資格にもとづき、大和郡山市内の社会福祉事業所に正規雇用で勤務していました。令和4年8月10日に市外から大和郡山市に転入した場合は、いつから助成金の対象となりますか。

(回答)

15日までに転入した場合はその月が助成対象となるため、令和4年8月分から助成対象期間となります。転入日が、16日以降の場合は、翌月からが助成対象となります。

◆年齢について

Q. 令和5年4月10日に30歳の場合は、令和4年度分は申請できますか。

(回答)

令和4年度分を申請できる人は、令和5年4月1日時点で30歳未満の人であるため、当該申請者が令和5年4月1日に29歳であり、4月2日以降に30歳の誕生日を迎えた場合は、申請できます。

Q. 令和7年3月1日に29歳で対象となる中小企業に正規雇用され、令和7年3月1日に大和郡山市に転入した場合は、対象となりますか。

(回答)

令和7年3月から助成対象期間が始まり、令和7年4月1日時点で29歳であった場合は、令和7年3月分から36ヶ月分が助成対象期間となります。申請は、1年以上正規雇用されることが必要なため、令和8年3月以降になります。

◆市税、奨学金の滞納等について

Q. 奨学金の返済日を忘れてしまい、2日遅れて支払いました。助成金の申請ができますか。

(回答)

助成金の申請時点で滞納がなく、滞納が状態化している状況でなければ、助成金の申請ができます。

Q. 親と同居していますが、世帯の中に市税を滞納している人がいます。申請できますか。

(回答)

同じ世帯に暮らす人が市税等を滞納している場合は、助成金を申請することができません。

Q. 過去に市税の納付を忘れたことがあり、1ヶ月後に納付しました。申請できますか。

(回答)

助成金の申請時点で滞納がなく、滞納が状態化している状況でなければ、助成金の申請ができます。

◆助成金の額について

Q. 10月から毎月18,000円返済しています。助成金の額はいくらになりますか。

(回答)

助成金の額は、月額 $\frac{3}{4}$ か15,000円のどちらか低い額ですので、月13,500円が助成額となり、10月～3月までの6ヶ月分81,000円を翌年に申請することができます。次年度は、年間162,000円(12ヶ月分)が申請額となります。

Q. 奨学金を毎月の1万円と半年割賦で3万円支払っています。助成額はどうなりますか。

(回答)

月額相当額を算出しますので、 $30,000 \text{円} \div 6 \text{ヶ月} = 5,000 \text{円}$ を毎月に加え、月額15,000円の返済と考えます。よって、1月分の助成額は、 $15,000 \text{円} \times \frac{3}{4} = 11,250 \text{円}$ となります。

◆その他

Q. 高校の在学中に借り入れた奨学金は対象となりますか。

(回答)

高等学校の在学中の奨学金は対象となりません。大学(大学院)、短期大学、高等専門学校(第4学年及び第5学年に限る。)、専修学校(専門課程に限る。)に在学中に借り入れた奨学金が対象です。

Q. 市内に居住し、対象となる中小企業等に勤めていましたが、制度を知ったのが令和6年11月です。令和6年11月に申請できますか。

(回答)

令和4年度に助成対象期間がある場合は、令和7年3月31日(初年度は2年以内)までに申請することができます。ただし、第2年度分(この場合は、令和5年度分)は、次年度中(令和6年度中)に申請しなければなりません。

Q. 令和4年度分を申請しましたが、令和5年度分も申請が必要ですか。

(回答)

住所、雇用状況など、毎年度確認した上で、助成金を交付しますので、毎年度申請が必要です。令和4年度奨学金返還分は、令和5年度に申請、令和5年度奨学金返還分は、令和6年度に申請、令和6年度奨学金返還分は、令和7年度に申請してください。

Q. 対象となる奨学金について、地域の社会福祉協議会が行う「教育支援資金」も対象となりますか。

(回答)

対象となります。

Q. 親か借りた教育ローンを返済していますが、対象となりますか。

(回答)

銀行から借り入れた教育ローンは対象となりません。本人名義で借りた奨学金を本人が返済する場合は対象となります。

Q. 大学を中途退学したが、奨学金を借り入れており、就職して返還している。対象となるか。

(回答)

「大学等を卒業後」と規定しておりますので、対象外となります。

Q. 企業独自で奨学金を支給しているが、対象となるか。

(回答)

対象となりません。日本学生機構、地方公共団体、その他、社会福祉協議会など公的な機関からの奨学金を対象としています。